

令和7年9月4日招集

陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸前高田市議会定例会提出議案等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	令和6年度陸前高田市健全化判断比率の報告について
報 告 第 2 号	令和6年度陸前高田市資金不足比率の報告について
議 案 第 1 号	教育長の任命について
議 案 第 2 号	教育委員会の委員の任命について
議 案 第 3 号	辺地総合整備計画の策定について
議 案 第 4 号	反訴の提起について
議 案 第 5 号	陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 6 号	陸前高田市印鑑条例及び陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例
議 案 第 7 号	陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 8 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 9 号	大肝入吉田家住宅復元基金条例の一部を改正する条例
議 案 第 10 号	陸前高田市市営住宅条例の一部を改正する条例
議 案 第 11 号	令和7年度陸前高田市一般会計補正予算（第3号）

番 号	件 名
議案第 12 号	令和 7 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 13 号	令和 6 年度陸前高田市一般会計歳入歳出決算
議案第 14 号	令和 6 年度陸前高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議案第 15 号	令和 6 年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議案第 16 号	令和 6 年度陸前高田市介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第 17 号	令和 6 年度陸前高田市水道事業会計決算
議案第 18 号	令和 6 年度陸前高田市下水道事業会計決算

報告第1号

令和6年度陸前高田市健全化判断比率の報告について

令和6年度陸前高田市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.6	—
(14.01)	(19.01)	(25.0)	(350.0)

(上段：当市比率（傍線：該当なし）、下段：早期健全化基準)

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

報告第2号

令和6年度陸前高田市資金不足比率の報告について

令和6年度陸前高田市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

特別会計の名称	資金不足比率（％）
令和6年度陸前高田市水道事業会計	—
令和6年度陸前高田市下水道事業会計	—

（傍線：該当なし）

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

議案第1号

教育長の任命について

次の者を陸前高田市教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名

生年月日

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

教育長の任期満了に伴い、その後任を任命しようとして提案するものである。

参考資料

經 歷 書

住 所

氏 名

生年月日

学 歴

経 歴

議案第2号

教育委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名

生年月日

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

教育委員会の委員の任期満了に伴い、その後任を任命しようとして提案するものである。

参考資料

經 歷 書

住 所

氏 名

生年月日

学 歴

経 歴

議案第3号

辺地総合整備計画の策定について

辺地総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

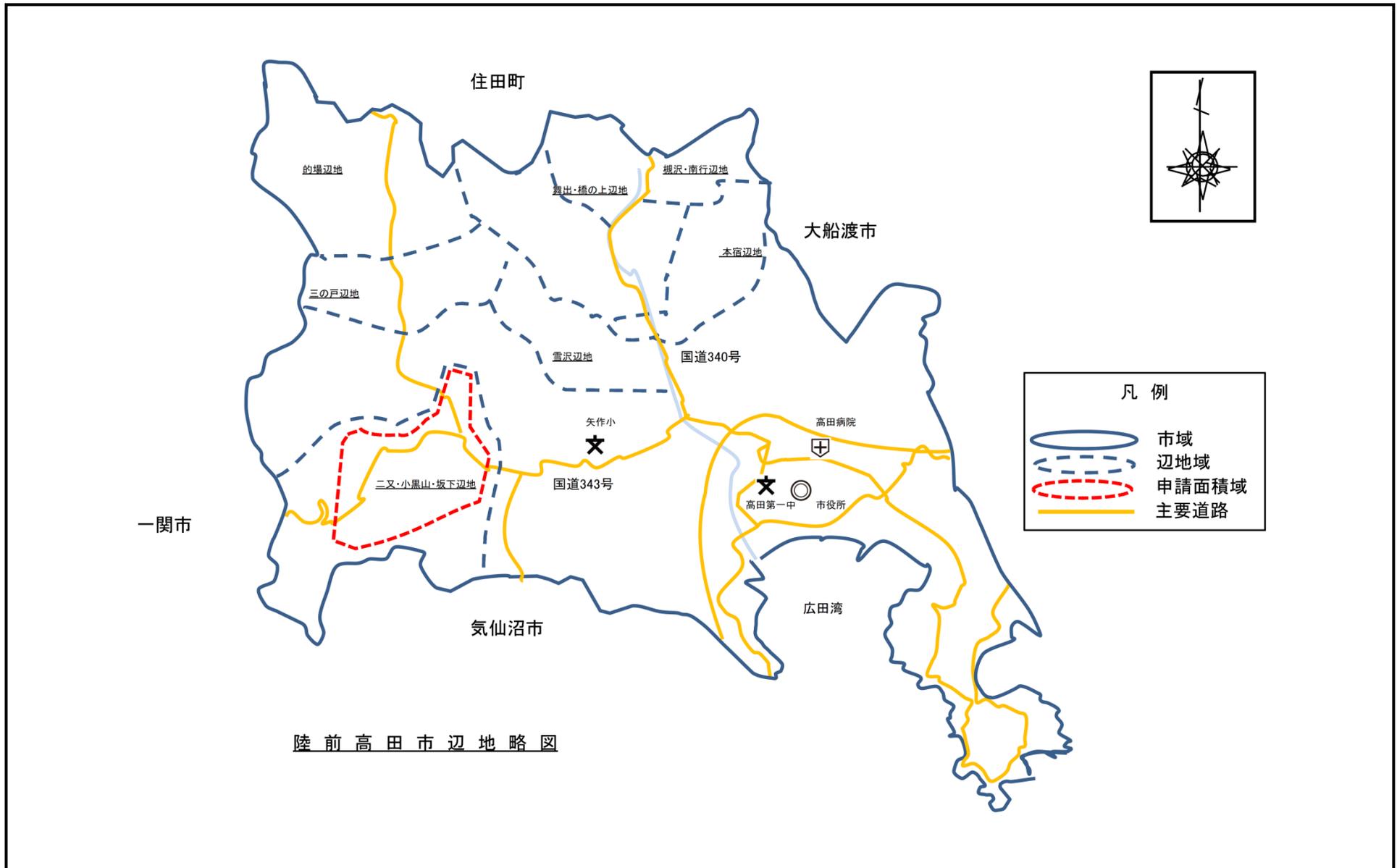
陸前高田市長 佐々木 拓

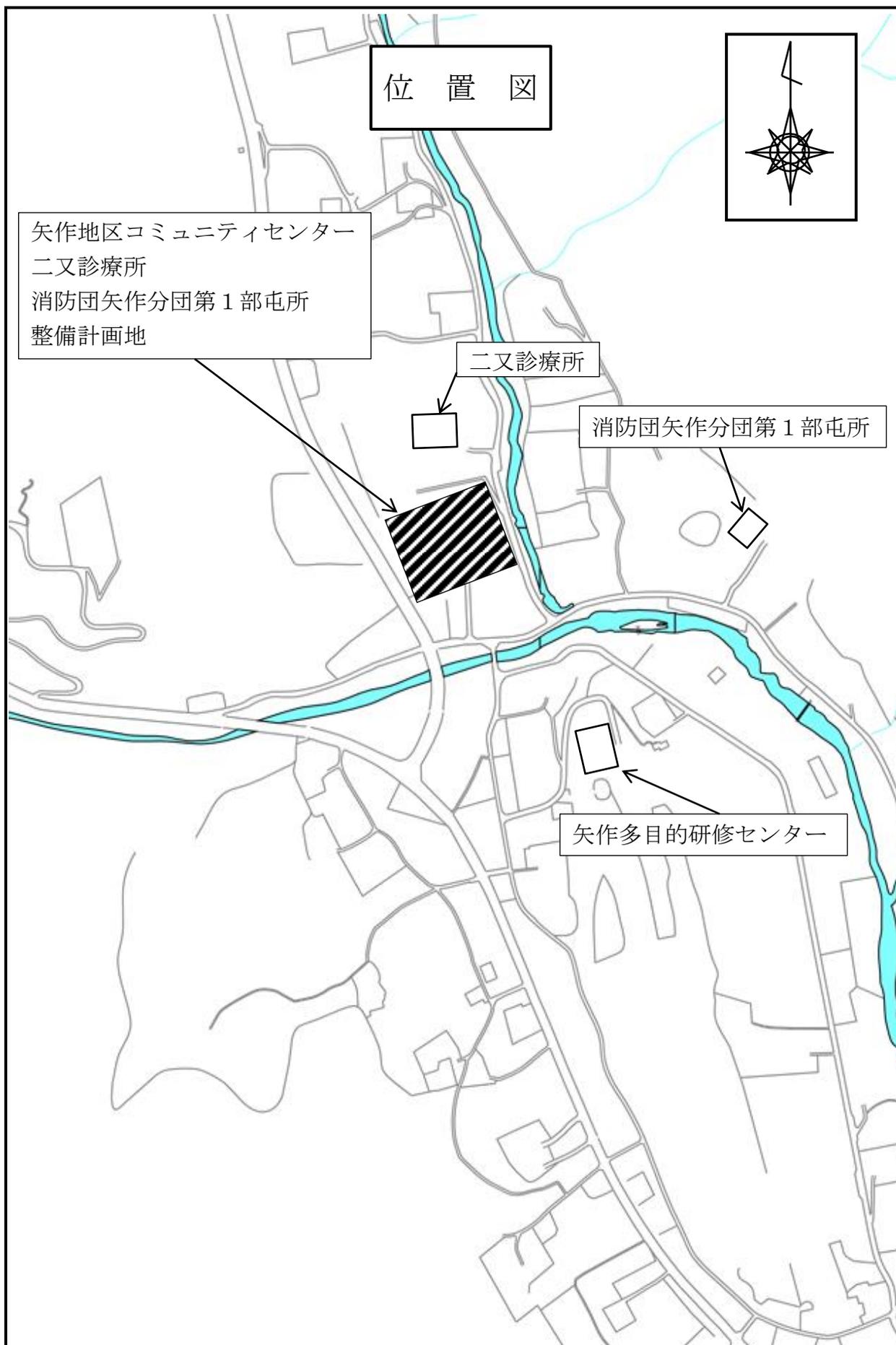
提案理由

二又・小黒山・坂下辺地の辺地総合整備計画を策定しようとして提案するものである。

辺地総合整備計画

辺地名	辺地の概況			公共的施設の整備を必要とする事情	公共的施設の整備計画						
	辺地を構成する町又は字の名称	地域の中心の位置	辺地度数		計画期間	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
									特定財源	一般財源	
二又・小黒山・坂下辺地 辺地人口 296人 面積 13km ²	岩手県陸前高田市矢作町字二又、愛宕下、馬越、鍋谷、山崎、袖野、信内、中平、坂下、上小黒山、下小黒山	岩手県陸前高田市矢作町字中平 52番3	115点	<p>二又・小黒山・坂下辺地は、13 km²の面積で、二又地区17戸、愛宕下地区15戸、馬越地区6戸、鍋谷地区5戸、山崎地区24戸、袖野地区12戸、信内地区9戸、中平地区14戸、坂下地区19戸、上小黒山地区8戸、下小黒山地区7戸の集落からなる山村である。</p> <p>当該地区は、矢作多目的研修センター（矢作地区コミュニティセンター）を核とする集落であるが、本施設は昭和56年に建築された施設であり、建築から44年が経過しており老朽化が進んでいる。また、本施設は急勾配な坂の上に立地しており、緊急時における高齢者の避難が容易ではなく、冬季に路面が凍結した際には本施設を利用することが難しい状況となっている。</p> <p>同様に、消防団矢作分団第1部屯所は昭和54年（築46年）に、二又診療所は昭和59年（築41年）にそれぞれ建築され、両施設ともに建築から40年以上が経過し老朽化が進んでおり、壁や外構などにすき間や亀裂が見られ、劣化が進んでいることから建て直しの必要がある。</p> <p>以上のことから、平地に位置する旧矢作小学校の跡地へ矢作地区コミュニティセンター、消防団矢作分団第1部屯所、二又診療所の3施設を1箇所へ整備し、当該地区においてソーシャルキャピタルによるまちづくりを図ろうとするものである。</p>	令和7年度～令和9年度	矢作地区コミュニティセンター	陸前高田市	千円 403,000	千円 185,300	千円 217,700	千円 217,700
					二又診療所	陸前高田市	361,000	17,000	344,000	344,000	
					消防団矢作分団第1部屯所	陸前高田市	81,000	0	81,000	81,000	
					合計		845,000	202,300	642,700	642,700	





議案第4号

反訴の提起について

次のとおり反訴を提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

陸前高田市 市長 佐々木 拓

1 当事者

原告となるべき者 陸前高田市

被告となるべき者

2 請求の要旨

陸前高田市教育委員会が所管する旧吉田家住宅主屋に被告となるべき者が所有の自動車で駐車場に入場した際、工事中の照明設備の土台部分に乗り上げたことにより、被告となるべき者所有の自動車下部及び駐車場照明設備の土台部分のアンカーボルトが破損した。

市はアンカーボルトの修理費用の支払を請求したが、被告となるべき者はカラーコーン等の安全対策がなされていないのは市の瑕疵である旨主張し、市に対し自動車の修理費用を請求する訴えを提起したため、被告となるべき者に対してアンカーボルトの修理に係る損害賠償金55,000円及び弁護士費用5,500円並びに令和5年7月8日から支払完了まで年3分の割合による金員の支払いを求める反訴を提起しようとするもの。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事件の概要

- 1 令和5年7月8日午前10時30分頃、陸前高田市教育委員会が所管する旧吉田家住宅主屋の見学会に被告となるべき者が訪れ、被告となるべき者所有の自動車が駐車場に入場した際、工事中の照明設備の土台部分に乗り上げた。これにより照明設備の土台部分のアンカーボルトを破損した。また、被告となるべき者所有の自動車下部が破損した。
- 2 令和5年7月31日、被告となるべき者から、バリケード等の安全対策がなされていなかったのは市の管理責任の瑕疵がある旨の文書が市に送付された。これに対し、市は顧問弁護士に相談の上、市の管理責任の瑕疵は認められないこと及びアンカーボルトの修理代相当額55,000円を負担すべき旨の文書を被告となるべき者に送付した。
- 3 令和7年2月28日、被告となるべき者の代理人である弁護士から、市の管理責任の瑕疵のため被告となるべき者所有の自動車が破損したのであるから、自動車の修理費用を支払うべき旨の文書が市に送付された。これに対し、市は顧問弁護士を通じ、市の管理責任の瑕疵は認められないこと及びアンカーボルトの修理代相当額を負担すべき旨の文書を、被告となるべき者の代理人である弁護士に送付した。その後複数回文書のやりとりを行ったが解決に至らなかった。
- 4 令和7年7月8日、被告となるべき者は、市に対し自動車の修理費用である163,185円及び令和5年7月8日から支払済に至るまで年3分の割合による金員を支払うよう訴えを提起したため、被告となるべき者に対し、アンカーボルトの修理代相当額55,000円及び弁護士費用5,500円並びに令和5年7月8日から支払済に至るまで年3分の割合による金員の支払いを求める反訴を提起するものである。

議案第 5 号

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年条例第 3 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>(ビラの作成における公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を越える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(ビラの作成における公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を越える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 候補者は、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得</p>	<p>(ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 候補者は、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得</p>

た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。	た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

陸前高田市印鑑条例及び陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例

陸前高田市印鑑条例（平成4年条例第17号）及び陸前高田市手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

電気通信事業法の改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市印鑑条例及び陸前高田市手数料条例の一部を改正する条例

(陸前高田市印鑑条例の一部改正)

第1条 陸前高田市印鑑条例(平成4年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 、、、(略)</p> <p>2 、、、(略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、被登録者は、市長が指定する電子計算機で、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記載されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記載されているものに限る。)を利用し、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 、、、(略)</p> <p>2 、、、(略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、被登録者は、市長が指定する電子計算機で、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記載されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記載されているものに限る。)を利用し、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市手数料条例の一部改正)

第2条 陸前高田市手数料条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 、、、(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が指定する電子計算機で、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規</p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 、、、(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が指定する電子計算機で、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規</p>

定する移動端末設備をいう。) を利用し、利用者
自らが必要な操作を行うことにより、謄本又は
抄本若しくは証明書の交付を申請し、その交付
を受ける場合については、手数料を徴する。

定する移動端末設備をいう。) を利用し、利用者
自らが必要な操作を行うことにより、謄本又は
抄本若しくは証明書の交付を申請し、その交付
を受ける場合については、手数料を徴する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第7号

陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における任命権者が講じなければならない措置等を定めようとして提案するものである。

陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p>第16条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）第21条第1項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）をしたときは、当該職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の利用に係る申告等に係る当該職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2. <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の利用に係る申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3. <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により職員の意向を確認した場合は、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>4. <u>任命権者は、第1項第3号又は第2項第3号の</u></p>

第16条～第18条 、、、(略)

規定により確認した職員の意向の内容を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

第17条～第19条 、、、(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

職員の部分休業の承認要件の緩和等のため、所要の改正をしようとして提案するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 、、、(略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。_____）</p> <p>(部分休業_____の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</p> <p>_____の承認は、<u>正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 規則で定める職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない<u>範囲</u>で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（規則で定める場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 、、、(略)</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条第3項において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、<u>15分</u></p> <p>_____を単位として行うものとする。</p> <p>2 規則で定める職員_____に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない<u>範囲内</u>で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（規則で定める場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>(第2号部分休業の承認)</p> <p>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、<u>1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u></p>

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が部分休業 <u> </u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与 条例第12条第1項の規定にかかわらず、その 勤務しない1時間につき、同条第2項に規定す る勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を 支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 第13条の規定は、部分休業について準 用する。</p>	<p>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の <u>端数がある場合であって、当該残時間数の全て について承認の請求があったとき 当該残時 間数</u> <u>(部分休業の請求の申出に係る1年の期間)</u></p> <p>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例 <u>で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3 月31日までとする。</u> <u>(第2号部分休業の上限時間)</u></p> <p>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号 <u>の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) 非常勤職員以外の職員 <u>77時間30分</u> (2) 非常勤職員 <u>当該非常勤職員の勤務日1日 当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(部分休業の請求に係る申出の内容を変更する ことができる特別の事情)</u></p> <p>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例 <u>で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病に より入院したこと、配偶者と別居したことその他 の同条第2項の規定による申出時に予測するこ とができなかった事実が生じたことにより同条 第3項の規定に基づく変更をしなければ職員の 小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著 しい支障が生じると任命権者が認める事情とす る。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u></p> <p>第19条 職員が第1号部分休業又は第2号部分 休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与 条例第12条第1項の規定にかかわらず、その 勤務しない1時間につき、同条第2項に規定す る勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を 支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第6項において準 <u>用する育児休業法第5条第2項の条例で定める 事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定 に基づく変更をしたときとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日

から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(陸前高田市上下水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 陸前高田市上下水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の数のうち、その特殊性に基づき<u>管理者の権限を行う市長</u> (以下「権限を行う市長」という。)が指定するものについて支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 \ \ \ (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の<u>一部(2時間</u> _____ を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他権限を行う市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により権限を行う市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、権限を行う市長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、権限を行う市長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 \ \ \ (略)</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の数のうち、その特殊性に基づき<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「権限を行う市長」という。)が指定するものについて支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 \ \ \ (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部(1日につき2時間又は1年につき権限を行う市長が定める時間</u>を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他権限を行う市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により権限を行う市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、権限を行う市長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、権限を行う市長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 \ \ \ (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

議案第9号

大肝入吉田家住宅復元基金条例の一部を改正する条例

大肝入吉田家住宅復元基金条例（平成29年条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

陸前高田市旧吉田家住宅主屋の完成に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

大肝入吉田家住宅復元基金条例の一部を改正する条例

大肝入吉田家住宅復元基金条例（平成29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<u>大肝入吉田家住宅復元基金条例</u>	<u>陸前高田市旧吉田家住宅主屋基金条例</u>
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>東日本大震災によって被災した大肝入吉田家住宅の復元を図るため、大肝入吉田家住宅復元基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>大肝入吉田家住宅の復元を目的とする寄附金その他の収入をもって充て、一般会計歳入歳出予算で定める。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>陸前高田市旧吉田家住宅主屋の維持管理に充てるため、陸前高田市旧吉田家住宅主屋基金</u>_____（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は_____</p> <p>_____、一般会計歳入歳出予算で定める。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

陸前高田市市営住宅条例の一部を改正する条例

陸前高田市市営住宅条例（平成9年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

市営住宅栃ヶ沢団地の戸数を減じようとして提案するものである。

陸前高田市市営住宅条例の一部を改正する条例

陸前高田市市営住宅条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
団地名	戸数	共同施設	位置	団地名	戸数	共同施設	位置
～（略）～				～（略）～			
栃ヶ沢	<u>26</u>	～（略）～		栃ヶ沢	<u>16</u>	～（略）～	
～（略）～				～（略）～			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。